

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第54回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和4年10月17日(月)13:32~15:41

場所 オンライン開催

○吉瀬室長

それでは定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第54回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の小委員会についても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、松橋委員、村木委員におかれましてはご欠席のご連絡をいただいております。また、岩船委員、秋元委員、武田委員におかれましては途中からのご参加、牛窪委員、早川オブザーバーは途中までのご参加とご連絡をいただいております。なお、本日ご出席いただいております本委員および臨時委員の方の数は定数を満たしております。

なお、松村委員、大石委員につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規程に基づき、本小委員会の上位組織である電力・ガス事業分科会の山内分科会長の指名を受け、任期を更新いただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いをいたします。

○山内委員長

承知いたしました。それでは、お手元の議事次第に沿って議論に入りたいと思います。本日の議題ですけれども、まず1つ目が電力・ガスの需給対策について、それから、2つ目が発電事業および送配電事業の在り方について、3つ目が電力・ガス小売全面自由化の進捗状況についてとなっております。それでは、大変恐縮でございますが、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1に入りたいと思います。事務局より資料の3ですね。これのご説明をお願いいたします。

○小川課長

電力基盤課長の小川です。それでは、資料3、電力・ガスの需給対策についてをご覧ください。ただければと思います。まず最初に2ページ目、本日のご議論ですけれども、大きく分けて3つになります。1つは原燃料融通の枠組み。そして、2つ目、電力需要対策。3つ目は供給対策として講じてきているkW公募とkWh公募の今後の在り方になります。

資料、スライド4ページになります。まず、原燃料を取り巻く動向というところで海外の動向を幾つか記しております。欧州におきましては、ロシアからのパイプラインによるガスに関していろいろとトラブルもあるということ。また、太平洋ではマレーシアですけれども、先月ですが、地滑りによって生産設備でのトラブルが発生といった事象が生じているところであります。

こうした中で価格動向ですけれども、5ページ目、直近の天然ガスにつきましては少し下がってきたところもありますけれども、定期的に見ると、非常に高い水準にあるという点に変わりはありません。また、次の6スライド目になります。石炭の価格。こちらは過去に例のない水準まで上昇しております、燃料用の石炭が鉄などに使う原料炭を大きく上回る状況といった事象が生じているところであります。

こうした中での電力・ガスそれぞれのLNG在庫の推移であります。まず、7ページ目は大手電力会社のLNG在庫の推移になります。赤の折れ線を見ていただきますと、これまでのトレンドよりも高い水準を引き続き維持していると。例年これまでですと、秋、それから冬にかけて少し下がっていきまますけれども、今のところはかなり高い水準にあるというところであります。

また、8ページ。こちらはガス事業者の月末在庫の推移、統計情報になりますけれども、こちらも過去5年平均よりはかなり高い水準に足元はあるという状況であります。こういった状況、欧州もそうですけれども、この冬に向けてということで、LNGの在庫をしっかりと確保しつつというところではありますけれども、そうはいつてもさまざまなトラブルなどもあり得る。また、冬の寒さにも大きくよってくるというところで、今後の対応として特に業界を超えた原燃料融通の枠組みという点につきまして、10ページに記しているところであります。基本的な考え方、いろいろなリスクがある中で、原燃料の供給対策に万全を期す必要があるというところで、足元、電力に関しては燃料ガイドライン、こちらは昨年ご審議いただきまして、今はこういったガイドラインがあります。

また、ガスに関しましては、従来から業界における大規模原料途絶時の対応のガイドラインというのを策定しているところであります。ガス事業者と発電事業者間でのLNGの融通というのは、これまでも行われておりまして、昨年1月にも具体的な事例、参考では15ページ、昨年の例というところで記しておりますけれども、融通の事例もあったところでもあります。

こうした中で、電力・ガスそれぞれのガイドラインにつきまして、11ページにありますような業界を超えた融通を行いやすくする方法でそれぞれのガイドラインの改定をしていくこととしてはどうかと考えております。11ページに記しております、まづ一番左ですけれども、地域連携のスキーム、そして、全国連携のスキームと大きく分けております。

まず、地域連携につきましては、例えば共同の基地を有しているとか、あるいは基地の間の距離が近いといった場合において、事業者間での協議会というのを地域ごとに立ち上げて、原燃料の途絶の際にはまずは地域内での融通が円滑にできるように、必要な連絡・

協力体制を構築していったらどうかと考えております。

加えてということでもう一つ、全国連携スキームというのを記しております。こういった地域での地域連携のスキームでは対応できない、より大きな事象が発生したような場合。具体的には例えば紛争・事故などによる大規模かつ多数の事業者に影響が及ぶような途絶が発生した場合。それから、昨年1月にもあったような全国的な在庫の減少がある場合といったような、こういった事例におきましては、地域だけではなく全国規模ということで、資源エネルギー庁も間に入りまして、安定供給への協力を要請するということになります。このスキームにつきましては、特にその事業者の情報についての扱いというのが大事になりますので、競争的な情報につきましてはの事業者間の共有ということではなく、あくまで資源エネルギー庁が間に入っての仲介といいたほうがいいでしょうか。そういった形でのスキームを考えているところであります。

全国連携スキームの一番下のポツにありますけれども、最後、そこは相対交渉で融通に関する価格と費用なども事業者間の協議により決定されるというのが大前提になります。

資料につきまして、その他、参考の13ページが電力のガイドライン、14ページがガスにおけるガスにおけるガイドラインとなっております。

以上が原燃料融通の枠組みでありまして、続きまして2つ目。電力需要対策についてあります。こちら本年、先月9月になります。9月の本小委員会で需給対策をご審議いただきました。18ページにあります。このうちの特に需要面での対策ということで、その後講じてきたところを19ページ目以降に記しております。

例えば、19ページ目。これは夏も行ったところでありまして、自家発電事業者に対しての要請、DR契約の締結ですとか、あるいは取引所への電力供出の要請ということを行っております。また、小売事業者に対しては20ページ目になりますけれども、供給力確保の要請を行っております。

また、今回新しい取り組みとしまして、21ページになります。節電プログラム促進事業ということで、対価を支払うDRの促進という取り組みを行っております。これは今年3月、6月、需給逼迫がありました。その際に事後的な確認調査などをする中で、やはりこの対価支払い型のDRというのがまだまだ十分に普及していない、特に新電力においてはかなり限定的な実施メニューの準備にとどまっていたという調査結果があります。

そうした中で、政府としてもこういった対価支払い型のDRを広げているということで、そのための一つの支援措置ということで、現在行っているものになります。

21ページの2つ目にありますけれども、2つ目のポツにあります登録支援に申請した小売事業者、直近で300社弱というところでありまして、販売電力総計に占める割合は95%を超えているというところでありまして、具体的な仕組みでありますけれども、左に記しております第1弾というのが登録支援というもの。第2弾、左下のが実行支援というところでありまして、その具体的な中身が23スライドになります。

節電プログラムの第2弾。こちらは実際に実行することをDRの取り組みの実施の支援

というものになります。左が月間型とあります。kWhを減らした場合の対価の支払い。右のほうがkWを削減した場合の支払いになります。

まず左側につきましては、前年同月比3%以上の電力使用量の削減ということ。それに対しての一律定額になります。定額でありますと、月1,000円。高圧・特高でいうと2万円という形での上乗せ補助になります。こちらについては前年同月比といったところで、どれだけきめ細かく対応できるかといった課題もある中でありますけれども、一つの整理としまして、3%という形でのメルクマールを設けているところであります。

一方で、右のほうがkW対応になります。こちらにつきましては、小売の事業者が指定する日時に普段よりも使用料を削減した場合の対価の支払いになります。右下に①、②とありますけれども、例えば逼迫の注意報、あるいは警報が発令された場合には最大で40円/kWhを上乗せというところであります。②は各小売事業者が独自に発動する場合で、その場合は20円が上限ということで、いずれも各社のインセンティブ単価、例えば5円あるいは10円であれば、それと同額を補助の上限とするものになります。

こういったプログラム、これから冬に向けての準備を加速することで、冬の需給逼迫があった場合の需要面での対策ということを促進していきたいと考えております。

その他、24ページは逼迫注意報、警報発令時の連絡体制というところで、夏の時にご準備いただいたのと同様であります。

また、25ページには前回ご議論いただきました、節電要請ということで、この冬、具体的には12月から3月末にかけての無理のない範囲での節電というところを記しているところであります。その他、また冬に向けては27ページになりますけれども、具体的な節電メニューというものをお示ししながら、先ほどご説明しましたようなプログラム支援説明の取り組みへの政府としての支援ということも併せて行っていきたいと考えております。

参考までにとということで、30スライドにEUの状況を記しております。EUにおきましてはこの冬に向けてということで、hの抑制、kWの抑制、まずは前年同月比10%の需要減。これは一つの努力目標でありますけれども、各国共通のkW抑制としまして、5%ということを義務的目標と。EUの場合には国によってこのピーク時の時間帯も異なるということで、それぞれの国が設定しつつ、この5%というのを一つのメルクマールとして、この冬に向けた準備を各国が加速しているところであります。

続きまして、3つ目の点。こちらはご報告になりますけれども、32ページをご覧いただければと思います。前回もkW公募、kWh公募につきましては今後の在り方について複数ご意見を頂いております。現在実施している一般送配電事業者によるこれらの公募というのが一種の緊急的な措置という中では今後こういったものがどのようになっていくのかと。今、足元では非常に公募量も増えてきているといったところがある中であります。

2つ目のポツにありますけれども、まず、kWの公募につきましてはこの23年度、現時点での見通しとの兼ね合いで言いますと、これまでのような100万、200万を超えるような規模ではなくて、今の見通しでは最大でも数十万kW程度と見込まれているところであ

ります。こうした中でのkW公募というものは、特に24年度以降については容量市場の運用が始まるということで、その実施についても基本的には実施しないことも考えられる状況であります。

こうした中で、下から2つ目のポツになりますけれども、現状はこれらの公募に要する費用というのは送配電事業者が一時的に負担する仕組みとなっております。ただ、前回もオブザーバーの方からのご意見もありましたが、現在の仕組みではこれらの費用の回収というのが来年度から始まるレベニューキャップ制度の第二の規制期間、最初の5年ではなくて、その後の次の5年間ということになるため、送配電事業者の収支に大きな影響が生じ得る状況となっております。

このような状況であることから、特にこの送配電事業者の財務に与える影響が大きい時にはその他の要因なども勘案しまして、この6年後、早くても2028年度ということではなくて、可能な限り早いタイミングでの費用回収を行うべく期中調整を行う方向で関係者と検討を行っていきたいと考えております。

参考までにとということで、33ページ。先ほど申し上げた23年度の電力需給の見通し。足元、現時点においては夏、東京エリアにおいて4%を下回っているところがありますけれども、これらについても今後、補修点検の調整などを行っていくという状況でありまして、例えばこれまでのように来年の時点でも3%を切っているといったような状況ではないというのが足元の23年度の見通しになっております。

事務局からの資料全体のご説明は以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、議題1について、皆さんでご審議いただきたいと思っておりますけれども、基本的に原燃料の融通の問題は、これは地域と全国の問題があるということと、それから、電力需要対策です。これは自家発の活用とか、対価支払いDR、それから今後、今年の冬の節電の要請の話。それから、3番目がkWとkWhの公募。これは容量市場の追加モデルということなのですが、その時に一つ、費用負担問題がネットワークのほうで持ってもらっているわけだけども、レベニューキャップの第二の規制期間で払うことになっているのですけれども、第一規制期間の期中調整等もあり得るんじゃないかと。こういう話です。これについてご発言をご希望であれば、チャットボックスにその旨を入れていただくということで、よろしく願いいたします。牛窪委員、ご発言をご希望でしたら。

○牛窪委員

牛窪ですけれども、聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。資料を大変よく整理していただきました。

33 ページ目にある電力需給の見通しもまだまだ油断はできませんけれども、一時期に比べると若干一息つける状況になったのかなということですし、万が一の事態に備えて、いろいろな施策や準備に余念がないということも理解できました。

ただ、やはり前回もお話しさせていただきましたけれども、特にLNGを巡る環境が極めて速いテンポで急激に変化するような状況が続いておりますので、前半でご説明いただいたように、官でイニシアチブを取りながら、需要側・供給側ともどもさまざまな対策についてしっかりと検討し、準備しておくことが極めて重要と考えております。

特に、供給側に関しましては、短期的には個々の需要逼迫度の違いをならす意味で、企業間、業界間で原燃料の融通などの方策を準備し、仲介者として公の機能を使って社会全体の最適化を図っていくということが大事だと思います。

その上で若干付言させていただきますと、中長期目線で考えた場合に、やはりどうしてもカーボンニュートラルへの移行というところで必要なエネルギーを、どうやって確保するかという供給体制をいかに構築していくかということが大事ですし、その場合、そうした安定供給維持のためのコストを社会全体で誰がどのように負担していくかという論点も今後やはり逃げられない論点だとは思っております。

特にLNGに関しましては、短期目線ではスポット価格の激しい変動、特に足元、高騰。長い目で見れば、長期契約の難しさみたいなことがハードルになっていると考えていますので、そうしたその足元、今年の冬、来年の夏ということも極めて大事なのですけれども、長い目線でどうするのか。オールジャパンでどうやって取り組んでいるのかということなども今後はしっかり議論していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次は村松委員、どうぞ。

○村松委員

村松です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○村松委員

ありがとうございます。ご説明いただきまして、ありがとうございました。

今回、原燃料の融通枠組みということで、異なるガイドラインをそれぞれ適用しております。電力・ガスそれぞれの業界を官が仲介する形での枠組みをお示しいただきまして、ありがとうございます。実効性を持たせるために、定義ですとか段取りですとか、その辺の平仄合わせというのを事前にお示しいただきましたので、これに沿って進めていただければと存じます。

1点、質問になりますが、こちらの枠組みの中で、電力・ガスの事業者がお名前として挙がってはいたんですけれども、例えば前年の官民連絡会議、こちらでは商社がプレーヤーとしてご参加されていたかと思えます。必要なプレーヤーがきちんと参加できる枠組みになっているかどうかということをご確認いただければと思いました。

もう一つです。資料の32ページ。ちょっと話が変わりますけれども、今回の供給力公募で一送が大きな負担を負われるので、これをどういった形で清算するかといった方向性をお示しいただきました。レベニューキャップの期中調整の仕組みを用いるということで、こちらの進め方に賛同いたします。決算は毎年毎年、年度単位で行われていきますので、6年後の回収ということになると単年度の業績悪化というのは免れないという事態だと思います。現行の会計の仕組みでは、将来回収される予定の損失だから、それを前もって損失を減額して利益を上げておこうということは手当てができません。

この会計の仕組みを例えば電気事業会計を改正するといったような手当てをするのか、それとも早期に回収できるので、決算上は反映されないけれども、別途投資家の方々へのご説明を通じて、こういったインパクトの負担、回収についてきちんとした理解を求めめるのか。この辺りは影響の評価と会計面の手当てが必要なかどうかといったことも検討してよいのではないかと考えました。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次に大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

11 ページ目にいただきました、この原燃料融通の枠組みについてですけれども、逼迫が生じた場合に安定供給の万全を期す意味で、こうした枠組みを設けるという問題意識は十分理解をいたします。

その上で2点留意すべき点として申し上げますと、まず1点目はこのスキームは政府が仲介すると。口頭でもしっかりと事務局からいただいたところですが、そうする形をとることで、事業者間の競争回避行動を誘発することがないようにしなければならないという点は、これは言わずもがなだと思いますけれども、そこはしっかり押さえておかな

やいけない点だなと思います。それが1点です。

2点目は、こうした枠組みがあることで、事業者が十分な調達をせずに他の事業者の調達に頼ってしまうということがあってはいけないのかなと思っています。調達した者がきちっとその対価として、リスクプレミアムの分も含めて調達インセンティブに差し障りがないような形で事業者間での取引がなされるということも併せて重要だと思いますので、そこも頭に入れておくべきだなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は四元委員です。どうぞご発言ください。

○四元委員

四元でございます。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○四元委員

ありがとうございます。いろいろ丁寧にご説明ありがとうございました。例の節電プログラム促進事業については興味深く拝聴しておりまして、これは先日、第2弾の仕組みも発表されていたようですので、恐らくここでもはや議論の対象ではなからうと思いつつ、若干の感想を述べさせていただきたいと思います。

事業者がこういう節電ポイントのような仕組みを、一つ一つは小さくても工夫するというのは非常によいことだと思いますが、国の補助金の対象がこの節電ポイントへの上乗せというのは私自身は十分には腑に落ちてはいませんが、恐らくこの制度の妥当性とか正当性の根拠となっているのが21ページにある95%超という比率とか、あとは小売電気事業者を公募するとか、こういったところにあるのだろうとは思っております。

その上で、この21ページの第1弾、第2弾、あとは実施スキームというのを見ると、

恐らくもちろん十分分かってはおりませんが、申請する側もそれを受ける国ないし執行団体側も相当これは大変なんじゃないかなとは推察をしております。だからといって、制度を粗く作っていいというつもりは全くなくて、制度をきちんとすればするほどなかなか大変さが増して、使い勝手の良さと両立するというのは難しいんですけど、ぜひ難しいところをなんとか追求していただきたいと思います。

やっぱり1,800億円って大変な金額なんです。補助金というのは経産省さんに私が言うものではありませんけれども、国民の税金など貴重な財源であることにちゃんと留意するというのが法律にも書いてありますので、これは国および事業者両方の義務ですので、ぜ

ひその辺り、よい制度になればいいなと願っております。後でぜひ検証していただけたらなと思います。

この規模じゃなく、今後、違う話になりますけれども、電力料金、ガス料金の大幅な支援というのが行われることが今想定されているようですけれども、ここもぜひガソリンでやった問題点などがあるのであれば、ぜひそういったものを踏まえて、きちんと踏まえた対応をお願いしたいと思います。

こういう短期的な対応というのももちろん重要だとは思いますが、次の議題にもなるとは思いますが、国民にとっては中長期的な供給力確保が何より大事だと思っておりますので、ぜひバランスの取れたご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次の発言者は澤田委員です。どうぞご発言ください。

○澤田委員

澤田でございます。まずはご丁寧な説明をありがとうございました。電気・ガスの安定供給に向けて、緊張感を持っていろんな角度から取り組んでおられるということを確認できました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは需要側の立場に立った時に、こういうことも考えないといけないということをお述べさせていただきたいと思ひます。例えば、生産、メーカーサイドから立った時には脱炭素を考慮に入れた省エネ生産というのは重要ですし、また、生活者という立場からは、節電・節ガス。これは非常に重要ではありますが、実際はこれまで大量生産・大量消費・大量廃棄というのは結構やってきたような気がします。このことがもたらす余分なエネルギー利用というのは結構な量に上るのではないかと思ひます。需要側としても考えないといけないと思ひます。

例えば、廃棄に至るであろう行動をできるだけしないように意識するというのも重要だし、サーキュラーエコノミーの方向に向かっている中でできるだけ低エネルギーの循環型、サーキュラーエコノミーに持っていく事が大切になります。物を作り、物を消費しているという立場における、このエネルギー問題というのももう少しきちっと意識すれば、省エネ活動ですとか、節電・節ガス等により結び付くんじゃないかなと思ひます。そういうことをうまく需要側にアピールしていくということも大切です。その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

岩船です。すみません。私は直前に入ったばかりで、もし既に出た発言であればお許しいただきたいと思います。

まず、この23ページの節電プログラムに関してです。この仕組み自体の実効性というのは確かに気温の問題などもあって、本当に実効性があるかどうかというのは難しいところもあるんですけども、取りあえずやると。やるとなったからには仕組みの公平性というのが重要ではないかと思います。昨年度との比較のほう、左側なんですけれども、これは小売事業者を1年以内に変えたお客さんは過去のデータがないという問題があると聞いています。各社のモデルによって何らか推計するというのも聞きました。

ここは本来、スマートメーターのデータ等はあるはずなので、スイッチングのシステムで情報が引き継がれるべきではないかと思います。それが今はその情報が入っていないのか、なぜそういう仕組みになっているのかというのをお伺いしたいなと思いました。

この去年の1月から3月の電力使用量というのは、恐らくお客さん自身はメールでも探せば正解が見つかるので、右側の直前のデータとは意味が違うと思います。そうすると、不公平感につながる可能性もあるわけです。というような観点からも本来はしっかり過去のデータに基づいてその3%削減したかどうかというのは判断されるべきだと思います。

ただ、今のスイッチングシステム上の問題でそれが無理だということであれば、すぐにごうごうできる問題ではないかもしれないんですけども、やはり長期的に、せつかく日本全国に入るスマートメーターのデータが生かされていないというのは問題ではないかと思います。今後もその個別の家庭の需要家まで、隅々まで節電等を求める可能性もあるわけですし、長期的には省エネルギーの何らか診断などにも活用できることを考えれば、スマートメーターのデータを一送さんと小売事業者としっかり連携して、必要なお客にはフィードバックするとか、とにかくこういうプログラムにも生かせるような仕組みをぜひ作っていただきたいと思いました。どうしてもこれが言いたくて来ました。すみません。

もう一つ、32ページの件です。一送さんが一時的に負担する仕組みが回収に期間を要して、一送さんの収支に大きな影響が生じるという話なんですけれども、これは4点目です。第二規制期間を迎える前の可能な限り早いタイミングでの費用回収を行うように期中調整を行う方向で検討を行うというこの点は私は賛同いたしたいと思います。

やはり一送さんは、基本的に送配電事業者さんというのは電力システムの根幹を担う役割も担っているわけで、そこがあまりにも圧迫された状況で事業を行うというのは非常に難しいと思いますので、こういう措置はきちんと手当てしていただきたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は挙手で、大石委員です。どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。

私も今、岩船委員が発言されたところの2カ所について発言したいと思います。

まず、節電プログラムについては、やはり夏にまず取り組みますよという宣言をした人にインセンティブが与えられていると思って、そこは割と皆さん参加できたと思うんですけども、実際にこの秋、冬で今説明いただいたような内容で、何をどうして申し込めばいいかというのはまだまだ消費者には分かりにくいというか。まず、制度そのものがきちんとまだ出来上がっていないということもあるのかもしれませんが、せっかく申し込んで、さあこれからやろうと思っている需要家がいる以上、やはり分かりやすく、ここがまた本当に難しいと思うんですけども、参加しやすい丁寧な説明というのをぜひ小売の事業者さんからお願いしたいと思います。

また、先ほど四元委員からもお話がありましたが、政府全体として、電気・ガスに対して大幅な補助をとというお話があって、それは悪いことではないかもしれないんですが、でも、一律にとというのは本当に困っている人の所に本当は補助というのは行くべきであって、一律にとというのはどうなのかということと、それによってせっかく消費者が節電、自分たちでなんとか頑張っている。節電をするということは、結局は温暖化防止にもつながることですし、それが当たり前になってくることが社会的には望ましいので、その制度とどのように折り合いをつけていくのかということのを大変心配していると。これは感想になりますけれども、そういう状況です。

それから、あとは32ページのところです。私は違う論点で、3ポツ目のところですかね。容量市場のことが書いてあって、容量市場が始まればかなり今までのようなことはなくなると書いてはいただいているんですけども、そこが本当に容量市場が始まれば大丈夫なのかなというところが、いまひとつ疑問が残っています。

いろんな市場が今できつつあって、もともと容量市場が立ち上がれば、いろいろな課税の確保もできるという話だったんですけども、なかなか実際にはうまくいっていない中で、この点について少し心配をしているということだけお伝えしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。委員の方で他にご発言をご希望の方はいらっしゃいます？もしよろしければ、送配電網協議会の平岩オブザーバーにご発言願いたいと思います。どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。ありがとうございます。

私からは32ページのkW公募とkWh公募の今後の在り方について発言させていただきます。

ます。

本年度のkW・kWh公募に要する一般送配電事業者の負担は、夏季については実績の速報値、冬季は一部過去の還元率や落札価格を用いた試算値ではありますが、約640億円となります。この額は、前回本委員会でご説明のありました今冬kW公募の落選案件について個別協議中の、休止火力立上げのマストラン費用のかかる案件の分は含めていない数字でございます。

また、三次調整力②の調達費用は本年度の4月から9月の半年間で約900億円と、本年度の再エネ賦課金の交付額である約800億円を既に超過しております。

これらの要因から、一般送配電事業者の収支状況は、昨年度に引き続き非常に厳しい状況にある中で、本年度のkW・kWh公募に要する費用の回収が6年度以降となると、収支に与える影響が非常に大きく、また、金融市場なども燃料費調整のような期ずれとは見てもられません。

このため、安定供給や再エネ導入を支える一般送配電事業者の事業の持続性の観点からも、資料に記載のとおり、レベニューキャップ制度の第二規制期間を迎える前の可能な限り早いタイミングでの費用回収ができるよう、期中調整を行う方向で検討をぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次は電力ガス取引監視等委員会の新川事務局長、オブザーバー。どうぞよろしくお願いいたします。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。私も先ほどの期中調整について、1点コメントを申し上げます。

2023年度より新たな託送料金の導入が予定されていることから、電力・ガス取引監視等委員会では現在、各一般送配電事業者から提出されました収入の見通しについて必要な検証を進めているところでございます。

この検証に当たりまして、kW公募およびkWh公募などの調整力関連費用は制御不能費用と位置付けされ、基本的には翌期調整を行うこととされておりますけれども、指針、算定書類においては一定の条件の下、期中調整も行える旨が規定をされているところでございます。

今後、コストの徹底的な効率化を行いつつ、再エネ主力電源化、レジリエンス強化などに必要な投資量を確保していく上でも、一般送配電事業者の財務健全性の確保は重要であり、本委員会での検討内容を踏まえつつ、一般送配電事業者から期中調整の承認申請がなされれば場合には、監視等委員会において期中調整に係る検証を適切に実施していくことと

なると考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、日本ガス協会の早川オブザーバー、どうぞ。

○早川オブザーバー

早川です。事務局におかれましては、原料融通の枠組みにつきまして、検討の方向性をお示しいただきまして、感謝申し上げます。

LNGの調達は各事業者が主体となって、しっかりと確保することが基本であり、われわれガス業界では各事業者のさまざまな対応や創意工夫の取り組みによって、これまで供給に懸念が生じるような事態を起こすことなく、安定供給を継続してまいりました。

今後、需給逼迫により、個社での対応は難しいと懸念される事態が発生した場合においても、各事業者であらかじめ構築している連絡協力体制を活用した取り組みや、業界の「大規模原料供給途絶時の対応ガイドライン」を活用した取り組みにより、代替LNGを調達し、安定供給の継続に努めてまいります。

なお、現行のガイドラインは生産地でのトラブルなどにより、一部の事業者に支援が必要となる事態を想定しておりましたが、業界全体に大きな影響が及ぶ事態も想定して、今後改定を進めてまいります。

その上で、今回ご提案いただいている業界を超えた原燃料融通の枠組みの方向性について、2点申し上げたいと思います。

1点目は地域連携スキームについてです。有事の際には、まずは地域内での円滑な融通は有効な手段と考えます。今後検討に当たりましては、各事業者が既に構築してきた連絡協力体制もありますので、これらをベースとした検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目は全国大での連携スキームについてです。現下のヨーロッパにおけるLNGニーズの高まりなどを踏まえますと、実際に供給途絶が発生した場合には、さらにLNGの調達競争が激化し、代替調達がより難しくなることも想定されますと。

このような場合においては、日本のLNG取扱量の3割強しかないガス業界内だけでの取り組みでは対応できないことが懸念されますと、資料にも記載いただいたように、電力業界を含むLNG調達事業者に対して、国から連携協力の呼び掛けをいただくことは大変有効と考えますと。

全国大でスムーズに相対交渉に移行できる枠組みの検討をぜひ進めていただければと思ひますと、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

※石井委員が音声トラブルにより、発言出来なかったため、委員の発言予定メモを追記。

「現在のエネルギー供給不足・価格高騰下において「業界を超えた原燃料融通」を進めることについては、ぜひ検討を進めてほしい。イメージ図の内容についても異論無い。直近のエネルギー危機で需要家は、エネルギー価格はさることながら安定供給にも不安を抱きやすくなっている。電力・ガス業界そして国が一体となって、万に備えこのような緊急時体制を整えていくという点について、広く需要家に知らせていくことも重要。需要家への情報発信に関しては、「今冬の節電要請」以降のページで周知のツールや対応体制について紹介されているが、当所としても各地 515 商工会議所のネットワークを活かして、省エネ・節電メニューをはじめ各種情報提供を行っていきたい。」

○山内委員長

ありがとうございました。

チャットで発言をご希望の方は以上ですが、他にいらっしゃいます。よろしいですか。今、挙がりましたかね。大丈夫ですかね。それでは、事務局のほうからお答えをお願いいたします。

○小川課長

それでは、まずは私のほうから幾つか申し上げます。

本日もさまざまなご意見ありがとうございました。まず、牛窪委員にご指摘いただいた点、短期とともに中長期のところ、特に国の調達、国の関与のところにつきましては、これまでもお示ししてきたところでありすけれども、具体的にどういう方法があり得るのかという点はさらにしっかり検討を深めていきたいと思えます。

また、原燃料の融通のところ、大橋委員からご指摘いただいた点が2つありました。特に2点目でご指摘いただいた、こういった仕組みが個々の事業者の調達の努力を阻害しないようにという点。まさにわれわれも大前提だと思っております、そういった意味でのガイドラインに定めるところをまずしっかり事業者が調達を行うと。その上で生じた不可避的なトラブルなどに対する対応というところはしっかり徹底していきたいと考えております。

それから、村松委員からは関連して商社の扱いについてお尋ねをいただいております。ご指摘のとおり、16 ページに参考で掲げております、官民の連絡会議という場におきましては、商社などにもお声がけをして会議を開催してきたところでもあります。

一方で、今回の原燃料融通の枠組み、こちらにつきましては実際にLNGなりを使用している事業者間の融通というのを想定しております、あくまでガイドラインの対象の事業者間での融通という前提での違いがあるということ。その上で、商社も含めてのしっかり調達というのは、例えば必要に応じてこの官民の連絡会議の開催というところで対応し

ていければと考えております。私のほうからは以上です。

○吉瀬室長

電力産業・市場室長の吉瀬から、節電プログラム促進事業について、先生方からコメント、ご質問いただきました。

これは対価支払い型DRということで、仕組み事態はもうだいぶ前から認識をされながらも、必ずしも拡大をしてきていなかったということであろうかと思っております。そんな中、この足元の逼迫状況を捉えた事業ということでございますけれども、われわれもかなり手探りで進めておりますが、まずはこの 287 社という新電力を含めた小売事業者さんから申請があったということは、まずは第一歩としてはクリアをしたかなとは思っておりますが、まさにこれから需要家の皆さまにご参加をいただくことが肝になってまいります。

その時には、大石先生からもコメントがございましたけれども、分かりやすいような説明を心がけることももちろん必要ですし、そもそもまずまだ認識が十分に広がっていないというところもあろうかと思っておりますので、しっかりと広報を含めてやっていきたいと思っております。

岩船先生からご指摘のあった、スマメのデータでございますけれども、この仕組み上は、要は移転というか、需要家が自分で引き出すということは可能なわけですが、これを今回、われわれはどういう規模感でものが動くか分からない中で、それを仕組みにビルトインしてしまうと、どこまでうまくいくかという疑問もあったものですから、それを必須の条件としなかったというところはございます。

また、ネットでもいろんなコメントを頂いているわけですが、要は世帯の人数が変わるとか、あるいは北日本から西日本に引っ越しされるとか、必ずしもそのデータが有効に機能しないというような場合も非常に需要家のパターンごとに千差万別でございますので、そのデータを持ってくれば解決するというだけでもないなということを考える中での対応となっております。ただ、そのデータの活用という点については、今後さらにわれわれとしても検討を深めたいと思っておりますのでございます。

四元先生からご指摘いただいた効果の検証というところは、電力基盤整備課とも協力しながらしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。今、岩船委員から。どうぞ。

○岩船委員

たびたびすみません。

今は需要家はスマートメーターのデータが自分で欲しくても入手できない状況にあります。小売は提供自体は義務じゃないんです。という状況ですので、需要家自身が自分のスマメのデータを手に入れたくても、実は手段がないというのが現状ですということも言わせていただいて、ですから将来的にしっかり、需要家自身に渡すかどうかはさておき、普通はこれは前年同月の3%というのがあるのであれば、本来は他の人と、小売事業者、買いたい人、買えない人。フラット、公平にデータで参照されるべきだとは私は思います。

意見でした。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。先ほどの室長のお話の中にもそういう方向性は十分反映されていたかと思っております。他にいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。資料3については、今の問題もあれですけれども、ご指摘いただきましたけれども、幾つか留意点とか方向性とかのご示唆を頂きましたが、基本的に内容については皆さん、御賛同いただいたのではないかと思っておりますので、電力・ガスの需給対策について、引き続きご検討いただくということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題の2です。これに関しましては、資料の4-1から4-3まで。これを事務局からご説明をお願いいたします。

○小川課長

それではまず、資料4-1、安定供給に必要な供給力の確保をご覧いただければと思います。前回の本小委員会で8月のGX実行会議を受けて、電力システム全体の再点検ということで、まずはご議論を始めていただきました。今後、特に次回以降、具体的な論点について検討を深めていければと考えておりますけれども、本日、大きな方向性、発電のところ、送配電のところを資料4-1から4-3でご説明いたします。

まず、資料をおめくりいただきまして、4ページ目。前回お示しした点の方向性についてであります。大きく3つ分かれているうち、1つ目の安定供給に必要な供給力の確保。それから、2つ目、カーボンニュートラル実現のための送配電網のバージョンアップ、あるいは脱炭素電源の導入と。こういった2点について、本日ご議論いただければと思います。

まずは発電のところ。今後を見ていくに当たりまして、幾つか発電事業の変化というところをご覧いただければと思います。大きな点、まずは7ページ目。これもいつも使われるものではありますけれども、震災後、7ページ、この大きな発電の設備容量の構造変化というところで、スライドを7ページにさせていただければと思いますが、特に小売全面自由化、2016年でありますけれども、その前後から再エネの設備容量が大きく増えているという形になります。

それから、併せて今度は設備利用率の変化ということで、スライドでいいますと9ペー

ジになります。これも小売の全面自由化、2016 でありますけれども、ここを機に、火力については減少傾向にあると。さかのぼると、この東日本大震災後に火力が原子力を補う形で大きく利用率を上げたというところがあります。直近ではこの再エネの導入拡大が進む中での火力の利用率が下がってきているという状況です。

10 ページ目以降、発電事業者の変化になります。発電事業者数、届け出自体は既に1,000 を超えておりますけれども、この中から一定の発電の実績があるというところだと思いますと、着実に増加しているというのが発電事業者の推移になります。

その内訳を見た時に、この11 ページになりますけれども、左にありますような火力も少しずつ増えてはいますが、大部分はこの再エネと。再エネの実績は増えていっている。風力、それから太陽光、メガソーラーの比率が上がっているというところでもあります。

12 ページはさらに事業主体で見た時に、旧一般電気事業者につきましてはほぼ横ばいである一方、その他の事業者がこの再エネの出力を大きく増やしているというところでもあります。また、火力については13 ページであります、こちらは旧一般電気事業者が緩やかに減らしているという状況であります。

そうした中での供給力、先ほどのご議論でも供給力の確保、特に中長期的な供給力の確保が重要というご指摘をいただいております。今後の見通しのところ、この足元の課題についてはこれまでもご議論いただいております。特に見通しについては前回も少しご議論をいただいております。若干重複するところがありますけれども、前回の議論をなぞる形で少し付け加えますと、まず、廃止の実績が17 ページになります。こちらは見方によるんですけれども、かなり多い、あるいは少ない年とありますけれども、全体としては増加傾向にあるということ。そして、直近ではLNGの廃止が大きく増えたということがあります。

そうした中で、前回は試算としてもともと昨年お示ししていた数字、運転開始から45年で廃止という前提の試算でしたけれども、その試算の数字に誤りがあったというところ、ご議論をいただいております。前回の数字と併せて、今回お示ししていますのは、まずは21 ページになりますけれども、これは本年7月、新たに今後の見通しということで、この7月にお示したところでもあります。

こちらにつきましても、前回ご報告したようなこの45年での廃止という過程、21 スライドでいうと、注3のところにも誤りがあったということで、20 ページにその部分を修正しております。全体で言いますと、このLNGの廃止の見通しの量が増えているというのが20 ページでありますけれども、前回もご議論がありました、一方で足元、kW公募といったような点もある中で、今後の見通しとして、この20 ページにお示したような形で実際にいくかどうかというのはまた議論があるところでありまして、この辺り、足元の廃止の実績、それから各社の動向、そして、kW公募、あるいは今後の容量市場というものの運用状況などを見ながら、しっかりこの中長期の供給力の動向、特に火力について見ていく必要があると考えております。

こうした状況を踏まえながら、今後の在り方ということで24スライドに幾つか記しております。まず、供給力確保というところにつきましては、2つ目のポツにありますけれども、容量市場の運用が24年度からということになっております。前半のご議論で大石委員からもご指摘いただきました。容量市場が始まれば全て確保が大丈夫なのかという点、必ずしももちろんそうではないというところではありますので、この辺りは運用開始に向けてしっかり状況を見ていく必要がある。

また、来年度は、2023年度はちょうど1年前になりまして、仕組み上は1年前、必要に応じての追加をとということになっておりますので、そうした点も含めてしっかりこの供給力の確保状況を見ていく必要があると考えております。

また、2つ目のポツ。これにつきましては、今、長期脱炭素電源オークション。これは具体的な詳細制度設計はこの小委員会の下での制度検討作業部会で検討が進められております。容量市場の一類型としまして、新設、特に脱炭素電源の新規投資を後押しする制度ということでの検討を進めているところであります。

また、3つ目のポツにもありますけれども、一方でリスク対応、大規模災害なども念頭に、予備電源という形での供給力対策の検討も進められております。これら全体として、中長期の供給力の確保をしっかりと進めていくための検討というのをやっているところでありますが、こうした中での今後の幾つかの検討の視点というのを最後、2つ記しております。

1つ目は下から2つ目にありますような、足元ではまさに市場メカニズムに必要な経済的インセンティブといったところでの制度設計を進めております。そうした中での今後、将来的な課題としましては必ずしもこうした経済的インセンティブだけでは事業者も対応しきれなくなる可能性があるという点。特に火力、あるいは石炭といったところにつきましては、よく状況を見定めていく必要があるというのが第1点であります。火力につきましては燃料確保といった点も大きな課題になりますので、前半でも少しご意見を頂いております、事業者がどのような視点でどういった形で燃料を確保していくのかという点も併せて考えていく必要があると考えております。

それから、一番下のポツにありますけれども、発電事業そのものも大きく変わってくる。事業者構成も変わってくるといった中で、中長期の供給力の管理・確保、より今までよりもさらにきめ細かく行っていくという必要性が高まっております。そうした中での事業者、発電事業者、それから送配電事業、さらには全体を見る広域機関といった中で、それぞれ適切な役割分担の下に、よりきめ細やかな供給力の管理が求められていると考えております。

本日は具体的なというよりは、この大きな方向性についてご議論いただきまして、また具体のところでは何をどうしていくのかというのは、次回以降ご議論いただければと考えております。

続きまして、資料4-2をご覧くださいと思います。こちらは同じく8月のGX実

行会議を受けた議論でありますけれども、そのうちの特に送電周りということになります。

送配電事業につきましては、本小委員会でも昨年来、何度かご議論いただいておりますけれども、まずは7ページをご覧くださいいただければと思います。

大きな変化としまして、システム改革の中で送配電網の法的な分離というのも行われてきております。安定供給を担うといったところ、それから、再エネの導入を支える役割ということで、送配電事業の重要性が増しているところでもあります。そうした中で必要な費用をしっかり回収できる仕組み、併せて効率化を進めるということでのレベニューキャップ制度が来年度から始まる場所でもあります。

足元で担っている役割として、例えば13ページ目。前半でもご議論がありました、kW・kWh公募というのをやってきているというところでもありますし、それに伴う費用回収というのも大きな課題となっております。

また、14ページ。これまでも本小委員会でもご紹介しておりましたけれども、足元ではこの最終補償供給、ラストリゾートとしての送配電事業者が担っている役割。そのための必要な供給力の確保の方策というのもこの場でご議論いただいたところでもありますし、また、その今度は費用確保、費用回収といったところも送配電事業にとって大きな課題となっているところでもあります。

続きまして、16ページ目以降。そうした中にはありますけれども、次世代ネットワークの構築に向けた検討・取り組みというのが進んできているところでもあります。

東日本大震災を受けての地域、エリアとエリアを結ぶ連系線の拡充というのも進められてきているところでもありまして、今、足元ではマスタープランの策定というのが進められております。

この連系線、1つには今足元では特に再エネの導入が進む中での対応と。再エネポテンシャルの大きい北海道や東北とその他のエリアを結ぶ連系線の整備というのが言われておりますけれども、一方で、安定供給の観点から見ても、例えば18ページにあるような、特に逼迫時の連系線融通の活用でありますとか、19ページにありますのは、市場の観点から見た時の分断、エリア間の分断というのを抑える効果。例えば19ページにあるような北日本、北海道と本州の連系線の状況というのが2019年、胆振の地震の後でありますけれども実現して、北海道と本州間の分断というのはその後、以前に比べると少なくなっているというのがあります。また、東京中部間につきましても昨年3月の新たなFCの運用開始ということで、こちら東京中部間の分断というのがその後減っているところでもあります。

一方で、足元では20ページにあるような形で、例えば九州とその他のエリアとの値差、あるいは分断というのが増えているといった状況もあります。

こういった点も踏まえながら、まさに21ページにお示ししているような、このマスタープランに基づく連系線の増強の検討が進められているところでもあります。

その費用回収の在り方については幾つかこの場でもご議論いただいております。26ページにありますけれども、費用負担の在り方。再エネ導入の拡大という意味ではFIT賦課金

を原資にした費用回収というも行われることになっております。

また、今後の課題としましては、エリアとエリアの差というのをどのように考えていくか。例えばこの連系線の増強、あるいは調整力といった点で再エネの導入が進む地域の負担が重くなることが考えられる場合に、そういった費用の負担をどのように行っていくのかといった点の一つ大きな課題であります。

そうした中でということで、今回、29 ページにお示ししておりますのは、発電側課金についてというところであります。

発電側課金につきましては、昨年もお報告したところでありますけれども、この全費用回収、全体の在り方を検討する中で2022年、今年中に結論を得るとされたところであります。その後の状況変化としましての安定供給を取り巻く状況変化、それから、発電事業を取り巻く費用回収の仕組みの検討の進展といったところがあります。

こういった仕組みの下では発電事業の予見可能性を確保するという意味におきまして、必要な費用について、特に固定費と呼ばれるものについては基本的に回収が可能となるような方向での検討が行われているということでもあります。また、送配電事業の費用回収の在り方全体については6月以降、検討が進められていると。

こういう状況を受けまして、一番最後にありますけれども、2024年度を念頭に関係審議会などにおいて検討を進めて、年内を目途に検討を、結論を得るということにされておりますので、それに向けて検討を深めていってはどうかと考えております。

資料4-2については以上です。

○吉瀬室長

続きまして、資料4-3についてご説明申し上げます。

今の供給力およびそのネットワークとも深く関わる論点でございますけれども、分散型リソースの活用の検討についてでございます。

2ページ目に本日のご議論として挙げさせていただいておりますけれども、その分散型システムの導入意義自体はかなり以前から議論をされてきているということでもありますけれども、今後ますますカーボンニュートラルに向けて再エネ導入を広げていくと、そういう場合にやはり上げのダイヤモンド・レスポンスが必要になってくるであろうと。あるいは、その供給力の観点を考えた時に、先ほどの節電プログラムなど、対価支払い型の下げDRというような手法もより活用が必要であろうと考えておりますけれども、環境整備自体は進んできていると認識をしておりますけれども、より活用がまさに拡大することが求められているフェーズと考えております。

2ページ目、5つ目のポツに書いてございますけれども、「次世代の分散型電力システムに関する検討会」ということで、電力・ガス事業部と省エネルギー・新エネルギー部で共同事務局をしまして、少し技術的な詰めをする場を設けたいと思っておりますが、今日はそこに向けて少し論点をご紹介させていただき、コメントを頂ければという趣旨でござ

います。

4 ページ目をご覧ください。今回の課題の全体像でございますけれども、大きく1、2、3と挙げております。1つ目、分散型リソースの価値発掘と書いておりますけれども、より申し上げますと、これまでも抽象論から抽象論としての分散型システムの必要性というもののは繰り返し議論されてきているというところでございますし、そこに大筋異論はないというところなんですけれども、それをより具体論、ケーススタディーに落とし込みながら、実際にどういう場面で、どういう分散型リソースというものが有効に活用し得るかという姿をより明確化をしていきたいと思っております。

2点目ですけれども、分散型リソースの価値評価ということで、そうやって具体的に価値が見いだされると認識されたものを実際に経済価値化をしていくための定量化というのが次の段階では必要になると考えております。

3番目は補完共存した分散型システムの構築と書いておりますが、既存の系統において今後さらに生じ、あるいは拡大し得る課題に対して、どのような形でその分散型のリソースが共存し得るか。あるいはそこに貢献し得るかという議論でございます。

次のページからはその各論点を少し細切れに個別にご紹介しておるものでございます。ごく簡単に申し上げますけれども、5 ページ目。これはまず、EVというものを例として挙げておりますけれども、こういうものを下に挙げております、非常用の電源として活用する場面、あるいはその調整力として活用する場面など、典型的なケースとしてどういうものがよいかと。あるいはそれを行う場合の仕組み、支援の在り方をどう考えるかといったようなことをより具体化しながら議論ができればと思っております。

続きまして、7 ページ目でございますけれども、例えば蓄電池を需給調整市場で使う玉出しをするということを考えると、一つの経済価値化の手法になってくるわけですが、この場合に現状では受電点計測でのデマンド・レスポンスとしてのみの参加になっていると。これが機器個別計測の活用が可能になれば、活用可能性は広がるということが期待をされるわけですが、やはりその機器点での計測と受電点との計測の間にはさまざまな影響があったり、あるいは関係があるので、そこをどう整理をして強化するのが妥当かという辺りを議論していきたいなと思っております。また、1 需要場所内の複数計量といったような少し法律上の概念との関係整理も必要になるかと思っております。

9 ページ目をご覧ください。今後、配電系統で低圧の太陽光などの再エネが導入を拡大する中で、系統混雑、あるいは電圧上昇といった課題が今以上に顕在化をするということが想定されるわけでございますけれども、これを全て設備で処理するというだけでは必ずしもなくて、配電系統内におけるまさに蓄電池などをうまく活用しながら、より効率的な配電系統の運用というのができるのではないかという仮説でございますけれども、その一つの切り口としては今年4月の改正電気事業法の施行によって、配電事業ライセンスが開始されてございますので、これを活用して、ある特定の区域でその再エネと蓄電池を最適運用するというようなモデルが出てくれば、それはそれで一つの非常に重要なケーススタ

ディーになるのではないかと考えておるところでございます。もちろん、その一つの例が全てに関しても適用できるということではないんだらうと思いますけれども、追従者が今後、各配電系統内でどういう対応をしていくかということの参考にもなるかなと考えておるところでございます。

私からは以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

資料の4-1から4-3までですね。ご説明をいただいて、4-1では基本的な供給力、これは発電のほうです。これをどのように将来的に確保をしていくかと、こういうことで、新しい電力確保のスキームですかね。長期脱炭素電源オークションということですか。これはあれですね。容量市場のスキームの中とか、容量市場のスキームの中で、こういうことというご提案もございました。それから、きめ細やかに供給力の管理をやっていくというようなお話でした。

2番目がネットワークで、これはネットワークをちゃんと将来に向けてつくっていきましようという話。そうなんです、特に後半で費用負担をどうするかという話がありまして、さっきも出ていたけれども、一送のほうで費用負担というのをしないとなかなかこれは安定的にネットワークの構築ができないと。こういうようなこととか、あるいは発電側課金の話もございましたけれども、ということもございました。

それで、3番目が今ご説明いただきましたけれども、分散型リソースですね。これを活用すると。これは新しいワーキングで少し詳細に議論いただくというようなことで、その内容についてご紹介いただいたというところでございます。

それでは、ご意見がありましたら、またチャットボックスのほうでお願いしたいと思いますが、どなたかご発言のご希望はいらっしゃいますでしょうか。特にいらっしゃいますか。そういうわけでもないと思いますけれども。授業だと指すんですけどもね。

大橋先生。授業じゃないですけども、大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。実は私も、授業があつて途中退席をさせて戴きます。申し訳ありません。まず、4-1についてですが、ここで頂いた論点に関して、24 ページ目ですけども、今後の供給力の確保・管理に関する在り方という方向性は私も重要だと思っています。発電事業において安定供給のミッションというものが経済的なインセンティブだけに任せると、相当程度高いコストがつく可能性もあり得ることなのかなと思っています。

ビジネスベースだけではなくて、一定の規律の中で事業展開を考えていただく必要があるという点での今回の論点かなと思っています。先般の法律改正では休廃止の事前届け

出ということをやっているところだと思いますが、この点を踏まえて、もう一步、議論を進めることも重要だと思っています。

具体的には今後とお話を伺いましたが、方向性として私も重要だと思っているところでもあります。最後、資料の4-3でいただきました点については、これは広域機関でも需給調整市場の検討で以前、DRのさまざまな制度の必要性についての論点出しを過去していただいたという認識でいて、そういう意味で言うと、広域機関と連携して検討を進めるという方向性もまさにおっしゃっているとおりだと思っていますので、ぜひ精力的にご検討いただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは松村委員、ご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

まずは資料4-1に関連してです。先ほどのラウンドでも容量市場に関するコメントがあり、事務局からも容量市場だけで安定供給を確保するわけではないという説明も併せてあったと思います。それは正しいと思いますが、私はその先ほど示された懸念と逆の懸念を持っています。逆の懸念というのは、容量市場だけでは安定供給が確保できないので、他の手段が必要だという方向に振れすぎないか、という点をとても懸念しています。

容量市場をもとにつくる時には、これで少なくとも供給力が不足するという類いの不安定性、安定供給を損ねる事態を基本的に防ぐという立て付けでずっと容量市場を説明していた。実際につくられるまではこう説明していたのではないか。多くの人がそう説明していたのではないかと思います。にもかかわらず、これから実際に消費者に負担させて、お金を払う段になったら、いや、これだけじゃ足りない、というだまし討ちのような議論がこの後強く出てくることを懸念しています。

仮に、容量市場であらゆる事態に備える、あらゆる事態に対応しようとするれば、それはものすごいコストがかかってしまう。従って、もっと安価な方法というか、より効率的な方法でそれを補完する制度をさまざま考えるほうが、容量市場だけに頼るよりもずっと効率的。より消費者の負担が抑えられる。だからさまざまなことが考えられている。

ということは、逆に言えば、その容量市場だけで確保するよりは低コストである制度の

みが許容される。そちらのほうが低コストだから、こういう補完的な制度を考えるということであれば、例えば国費を投入するだとか、あるいは消費者の負担を求めるとかということがあったとしても、おのずからその額に上限がある。容量市場だけに任せるよりもずっと効率的だという範囲内で制度が設計されることになると思います。

基本的には、容量市場を基軸にして安定供給を確保するという説明で消費者に負担を求めて、このような市場を始めるということを頭にちゃんと置きながら、むやみにいろんな不安をあおってコストをどんどん投入していくということではなく、どうやって効率的に安定供給を確保していくのかを考えるのが最も重要かと思っています。

次に、資料4-2に関してです。コストベネフィットで考えると、関門を中心とした西の増強と、それから、北本の増強はもう既にマスタープランなどの関連で既定路線になっていると思いますが、例えばFCに関してB/Cを計算して、これ以上の増強はペイしないと決めつける必要はないと思います。少なくともB/Cを考えて、震災前にははるかに小さな規模のFCの増強だってペイしないと書いていた。明らかに今から考えれば誤っていたが、こういう推計も出てきている。

あるいは、今日も正しく説明があったのですが、関門に関して、かつてB/Cなどを計算して、今マスタープランで計画されているよりは小規模だと思うのですが、そのような増強の可否を検討した時にも、増強を見送ることになったはずですが、今、BL市場の議論で値差がこんなに大きく拡大しているというようなこと、その時の議論でちゃんと予想できていたのだろうか、ということを考える価値があると思います。

つまり、B/Cとかを計算する時に、今までずっとその価値というのを過小評価し続けてきた歴史があるのではないかと思っている。本当にこれはペイしないものなのか。ペイしないことを前提として、でも他の価値があるから国費を投入するというよりも、本当にその評価の精度が高かったのかどうかをきちんと考える余地もあると思っています。今から振り返っても、例えば関門の増強をしなかったことは、不合理な意思決定だったとは思わないのですが、その時に正しくB/Cを計算できていたのだろうかというようなことについては、反省して考えてみる価値が十分あると思いました。

次に、資料の4-3に関してです。分散型の資源がとても重要だという議論をする。それは全く正しいと思います。それで、これの普及を促していくために、これからいろんなことを考えていく、整理していく。具体的に整理していく提案は全てとても合理的な提案がされていると思っていますので、この方針のとおりに進んでいただければ、とてもよい議論になると思います。

壊れたテープレコーダーみたいに同じことを、いつも同じことを言っているのですが、この手の議論をする時には、この資源がとても重要だから後押しする、と言う発想ではなく、この資源はとても重要なものにもかかわらず、代替的なものに比べて不利な状況に置かれている点を、いろんな手段を講じて弊害を取り除いてフェアに競争できるようにするのが第一。その障壁を取り除いていくことを最初に考えていただければと思います。そうい

う考え方をすれば、今日の前にある資源だけでなく、これから入ってくる資源に関しても、フェアな競争ができる環境を整えていくことになると思います。

くれぐれも技術的な議論をする段階であっても、既存のしがらみに配慮しすぎて、その結果フェアな競争をすることを諦めて、それでもアンフェアな状況になっているから、だからそれを是正するために別のやり方で特定の技術に下駄を履かせることを考え始めると、ゆがみにさらにゆがみを重ね、複雑で不透明でイノベーションの弊害にもなりかねない制度になりかねない。この資料のとおり、この筋のよい整理の仕方、技術的な検討も含めて進めていただければと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、大石委員、どうぞご発言ください。大石委員、聞こえていますか。大石委員、手挙げで。聞こえていますか。

○大石委員

はい、すみません。聞こえております。手間取りまして、すみません。

○山内委員長

お願いいたします。どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。今、松村先生が発言されたので、訂正というか、説明させていただこうと思って、手を挙げました。

基本的には松村先生がおっしゃったのと同じ問題意識です。これで大丈夫なのかといった反対の意味では、制度を作ったけれども、なかなかこれだけではとはいかないではないかという疑問を呈したとだけ思っています。

確かにおっしゃるように、一つの制度だけでは達成できないことについて、新たな市場をつくっていくというのはあるのかもしれませんが、私なんかしてみると、市場がどんどんどんどん積み上がっていくことによって、本当にこの電力の世界というのが分かりにくくなっている。最初は容量市場でなんとか賄おうとしていたけれども、それだと無理なので、長期脱炭素電源オークションを始める。これは容量市場の一部だというお話でした。

それから、さらに災害に対応して予備電源の市場もつくるということで、もともとつくったそういう市場自体を間違っていたり、問題があるものを修正して変えていくということとはできないんだろうかというのをまず基本に思って、その質問がありました。

ただ、松村先生がおっしゃったように、それだと費用が莫大にかかり、結局最終的には

その消費者の側の負担になるんだということで、新しい方策が考えられているということなんですけれども、もう少し市場そのものを透明性を持ってとか、分かりやすくしていただかないと、もうなかなか努力は分かるんですけれども、私たちには理解が難しくなっているという、そういうコメントをさせていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は秋元委員です。どうぞ。

○秋元委員

秋元です。ありがとうございました。

松村委員がおっしゃったことと若干重複するんだと思います。ちょっと言い方は違うかもしれませんが、資料4-1と4-3について申し上げたいと思います。

資料4-1に関しては、今の大石委員からもそのレスポンスがあったんだと思いますけれども、私も基本的に今のやはり容量市場をつくってからの状況という意味で、エネルギー安全保障、安定供給という部分でのその背景が大分変わってきたという中で、より安定供給等を重視したような対応を取らざるを得ないということに関しては賛成するもので、いろいろ手を打とうとしてきていることに関しては、私も基本的には賛成です。

ただ、やはり経済合理性というところを考えないといけなくて、あまりに直近の安定供給、安全保障系のリスクを見過ぎると、長期的に負担を増やしすぎる可能性もあると思っていますので、その辺り、バランス感覚をよく取っていく必要があるかなと思っています。

本来であると、容量市場一本とか、一本というわけにはいきませんが、容量市場で全部一括でやったほうが経済合理的ではあるわけですが、ただ、シングルプライスということもあって、非常に確率が低いような事象に対しても容量を用意しないといけなくなってしまうと、非常に負担が大きくなってしまいますので、そういう面では予備電源といったような別のやり方もしながら、経済合理性を取りつつ、そういった安定供給、安全保障というところにも対応していこうと思っていますので、そこを忘れないように、全体最適化を図っていくということは必要かと思っています。

最後のほうのスライドにレピュテーションリスク等が火力で生じてきているので、それに対して、恐らく言いたいことは経済的なリターンが今のシステムで十分なのかどうかということを提起されているんだと思いますけれども、そう考えた時に、そういったレピュテーションリスクもコストであるわけですので、例えば容量市場でいくと、上限価格をもう少し上げてやることによって対応するというところもあるかもしれませんが、またそれはそれでコストを非常に大きくしてしまうということだと思ったり、むしろ今の状況でいくと、もう少し政府が極端すぎる火力の退出の国際的な情勢とか、国内もそうだと思いますけれども、そういったものが不適當に早すぎるようなイメージをみんな持ち

すぎているということがこの問題を生んでいると思いますので、その辺りをどう是正していくのかという。制度だけで対応すると、なかなかコストがかかるところもありますので、いろいろな方策を組み合わせる採っていくということが必要ではないかなと思ったところ

です。
具体的な検討はこれからということだと思いますが、あまりに何でもコストを見過ぎて、入れ込み過ぎて、全体の電力価格を上げすぎないように注意が必要かなと思ったところ

でございます。
資料4-3ですけれども、書いてあることはここに関しては全部賛成なわけですけれども、若干その蓄電池とかEVをこれは電池として取り上げられているだけだと思うんですけれども、コジェネであるとか、ヒートポンプ給湯器であるとか、分散電源で柔軟性を確保していく手段というのは複数、たくさんあるわけですので、何か技術、決め打ちではなくてしっかり競争させて、その中で経済合理的なものが採用されていくように制度設計をしていく必要があるかなと思いますので、その点だけ忘れないように進めていただければ

と思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。村松委員、どうぞご発言ください。村松委員、聞こえていますか。

○村松委員

はい、失礼いたしました。ミュートを解除いたしました。

○山内委員長

お願いします。

○村松委員

ありがとうございます。ご説明いただいた内容ならびに委員の先生方のご発言をお伺いいたしまして、大変難しい問題を今ご提示いただいているということをよく理解いたしました。

資料の4-1で火力発電所のこの維持、過度な退出を回避するための方策の中で、レピュテーションリスク、こちらは前から私も問題提起させていただいたこともあったと思います。こちらはやはり事業者の合理的な経営判断の下では廃止に向かわざるを得ないといった時に、国の後ろ盾をどんな形で示すことで事業者に維持いただくことができるかという話です。まずは予見可能性の確保、皆さんがおっしゃっていることですけれども、明確な方針、どれだけの期間にわたり、どういうリクワイアメントでこういった形でコスト解

消ができるのかといった、これを明確にお示しいただくこと、ならびにトランジションロードマップ等で時限的なものでカーボンニュートラルに向けたきの一環だといったことをお示しいただくことで、E S G対応にも十分説明ができる内容というのが必要かと思いません。

ただ、それだけでも無理だといった話であれば、容量市場で上限を上げるというお話もございましたけれども、思い切って全然別の方法を考えるというのも一つかなと思いました。実現可能性は何とも分からないんですけれども、法的な整備も必要となってきますが、例えば保有自体を事業者から切り離して、事業者は運営権のみを取得して、設備の運営を図るという方法です。実際の保有というのは、例えばファンド、国から出資したファンド等で保有するといったようなよくP F Iで採られるような方式ですね。こういったものも一つの方策かと考えてみました。ただ、これは制度上の設計というのがなかなか難しい面があると思いますので、一つのジャストアイデアということで述べさせていただきます。

併せて、次世代電力ネットワークの構築に向けても、16 ページの7ポツ目のところで、必要な設備についてはより国の関与を強めるという文言を拝見しております。こちらも非常に莫大かつ超長期の投資ですので、エリアごとの送配電事業者が単独で投資判断をし、ファイナンスをするというのは非常にハードルが高い金額であり、事業リスクを抱えることになると思います。こちらもちろんコスト負担を明確にして、一送さんがきちんと投資回収ができる、自社の投資判断の下での実行を促すことができれば、一番健全な姿だと思うんですけれども、場合によっては前提から大胆に見直すということも必要ではないかと考えました。

例えば、地域間連系線であれば、どこでコスト負担するかということがなかなか難しかったりしますので、全く別会社をつくって、そちらで共同で保有するというところもあるかなと思います。これも先ほど申し上げたP F I方式、B T Oですね。建設して譲渡して、オペレーションだけを民間が行うというような方法もありますので、こういったものも一つの方策として考えてみるというのも有りかなと思っています。

いずれにしても非常に多額なコストがかかるということはどの方法を採用しても間違いのない話ですので、ここらは国民の負担になるという観点で丁寧な議論を行うべきですし、需要家の方々に対する説明というのもきちんとしていかなければならないと考えております。

最後に資料4-3の分散型リソースですけれども、これは技術的な実証実験をずっと行っていらした領域だと理解しております。事業として成り立たせるために、技術面もそうなんですけど、ビジネス、エコノミクスが成立するような仕組みなのかということがいよいよ実証段階に入っているのかなと思います。前に推進するためにスケジュールやマイルストーンというのをきちんと決定した上で、実現に向けて進めていければと思っています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次は武田委員、どうぞ。

○武田委員

資料を説明いただきありがとうございます。まず、4-1の安定供給についてです。火力発電所の休廃止による供給力や調整力の不足を回避しつつ、脱炭素化を進めるためには、LNG火力の設備更新や、水素・アンモニア等の脱炭素燃料の安定供給、混焼のための改造、専焼設備の導入に対し、投資が確実に回る環境整備が重要だと考えます。

そういった点では、今政府が検討されている長期脱炭素電源オークションや予備電源にかかる制度と措置は極めて重要であり、事業者側の投資予見性を高める制度となるような詳細な検討をお願いしたいと思います。

次に、資料4-2のうち、送配電関連の費用負担の在り方について、村松委員のご発言にもあったように、送配電網の整備・維持には今後、莫大な費用が確実に発生することが予見され、その費用を公平・適正に負担することが重要だと思います。資料の29ページに記載されている発電側課金については、基本的に賛同いたします。起因者負担・受益者負担の観点を踏まえた制度とするという視点をもって導入の検討を進めていただきたいと思います。

最後に、資料4-3について、事務局からご提示いただいた検討会の新設については賛同したいと思います。

一方で、この分散型電源システムは資料4-3の2ページにある安定供給上の意義だけでなく、莫大な費用がかかる系統増強の回避等によるコスト低減の観点からも、導入促進の意義は大きいと考えるため、新設される検討会で集中的に議論を重ねていただきたい。その上で、分散型システムの整備がその上位系統の増強の要否や規模に影響を与える可能性があることを踏まえれば、新設される検討会にて分散型システムが地域連系線を含む送電系統の負担軽減にどの程度寄与するかについても検討を行い、最終的にはマスタープランの検討にフィードバックする必要があると考えています。

○山内委員長

ありがとうございました。委員の方のご発言は他にいらっしゃいます？ もしよろしければ、オブザーバーの方の発言に移りたいと思います。電気事業連合会の佐々木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。佐々木でございます。

資料4-1の24ページに課題提起いただきました、今後の供給力管理の在り方について、長期的な供給力確保の観点からコメントをさせていただきます。

カーボンニュートラルを見据えた電化の推進等を踏まえますと、長期的に見て、電力需要が大きく増加することが予想されます。これはわが国のみならず、世界的にも共通の考え方だと認識しています。カーボンニュートラルを目指しつつ、電力の安定供給を盤石なものとしていくためには、将来の電力需要の増大に備えた計画的かつ現実的な火力電源のトランジションと、非化石電源の拡大が重要と考えているところであります。現在のエネルギー基本計画や供給計画では、10年程度先の電力需要が想定されておりますけれども、電源の建設リードタイム等を考えれば、10年を超える長期レンジで需要の構造変化等を織り込んだ需要想定を行い、それに対応できる設備形成を促していくことも必要であると考えているところでありますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。続いて、送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

平岩でございます。ありがとうございます。

私からは3点発言させていただきます。

まず、資料4-1の今後の供給力の確保・管理の在り方についてです。20ページのグラフで新設と廃止の差分を見ますと、2022~31年度の10年間で火力・供給力が今夏の最大需要の2割弱に相当する約2,700万kW減少する見通しとなっておりますが、これらの火力の廃止は供給力のみならず、調整力の減少にもつながります。

前回の本小委員会でも発言させていただきましたが、再エネの出力変動に対応しつつ需給バランスを維持するためには調整力が不可欠であり、今後、供給力のみならず、調整力の確保量の見通しを確認できる仕組みについても、ご検討いただきたいと思います。

2点目は資料4-2の送配電関連の費用負担の在り方についてです。31ページに記載のとおり、6月の本小委員会において、基本的方向性として発電側課金の在り方、再エネ賦課金の活用や最終保障供給の費用など、送配電事業に要する費用の着実な回収の在り方について、年内を目途に検討を進めると整理いただいております。発電側課金についても、今回、29ページに2024年度を念頭に年内を目途にFIT電源の扱いなど導入に向けた検討を進める旨が記載されております。

発電側課金導入の趣旨は30ページに記載されており、26ページの3ポツ目に記載されている系統整備や調整力の確保・維持など、再エネ導入を進めた地域ほど費用負担が重くなるといった偏りも顕在化しているという課題を解決するためにも有効な施策と考えております。

このため、発電側課金を含めた送配電費用の回収の在り方について、本年中を目途に結論を得るべく、引き続きご検討をお願いいたします。

最後に、資料4-3の分散型リソースのさらなる活用の検討についてです。一送としてもこれまで蓄電池やEVなどのエネルギーリソースを活用するVPPなど、新たな技術の実証事業に取り組んでおり、そういった知見を生かして、分散型・低圧リソースの活用による電力システムの効率化・強靱化（きょうじんか）の実現に向けて、国の検討に協力してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。他に、それでは、石井委員が今、お手を挙げられましたので、日本商工会議所の石井委員、どうぞご発言ください。

○石井委員

ありがとうございます。本日は遅れまして、大変失礼いたしました。資料のご説明ありがとうございました。

資料の4-3の5ページですが、新たな分散型リソースの系統への貢献ということで、EVが取り上げられています。この点に関して一言申し上げたいと思います。

EVについては、特に中小事業者が環境経営やカーボンニュートラルに向けた取り組みを推進する上で、EVの普及は一つの選択肢になると思っています。EVが排出削減はもとより、非常用電源としてのポテンシャルなど、地域でのメリットも十分にあるという点をしっかり打ち出していく。こうすることで、EVの優位性を地域の中小企業にも相当程度訴求でき、EVが推進されていく形で分散型リソースの強化にもつながっていくと考えています。

また、個々の車のEV化に加えて、例えば地域でのEVのカーシェアですとか、公共交通の再編、そういった街レベルの視点で各地域の関係者が移動の在り方を見直す中で、分散型リソースの強化にもつなげていく。地域全体でEV活用のランドデザインを描く過程で分散型リソースの強化・強靱化も推進していくといった、地域づくりの視点での検討も非常に効果的かと思いますので、ご検討いただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、電力・ガス取引監視等委員会の新川オブザーバー、どうぞ。

○新川オブザーバー

新川でございます。私からは発電側課金についてコメントさせていただきます。送配電関連の費用負担の在り方に関しまして、発電側課金については、電力・ガス取引監視等委

員会においても検討が進められてきたものであり、年内をめどに検討が進められていく方針が改めて示されたことを評価させていただきたいと思います。

現在、監視委において各社から提出された託送料金に係るレベニューキャップの資料の検証作業を進めているところでございますが、再生可能エネルギー増強のための送電線のプッシュ型投資など、再エネのための地内の系統増強費用はエリア内の需要家が負担する構造となっております。

こうした構造の下では、再エネ導入適地のエリアの需要家の負担が大きくなることが懸念されますが、一方で、今後増強される再エネからの電気は連系線を通じて需要規模の大きいエリアに流れ込むことで、他エリアの需要家も恩恵を享受することになると考えられます。発電側課金の導入と売電価格への適切な反映により、エリア間の負担のバランスが改善することが期待されます。

また、事務局の資料にも記載されているとおり、2024年度から運用が開始される容量市場においては発電側課金をグロスコーンに加算をして、オークションが既に行われているという事情もあると承知をしております。事業者におけるシステム開発等を勘案しますと、2024年度からの円滑な導入のためには、年内に結論を得ることが極めて重要と認識しており、発電側課金については時機を逸することなく、検討が進むことを期待をしております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

これで今ご発言をご希望の方は全てご発言いただいたと思いますが、どなたか他にいらっしゃいます？あるいは、発言の追加ということでも構いませんけれども。もしよろしければ、それじゃ、事務局からご回答のほうをお願いしたいと思います。

○小川課長

まず、私のほうから資料の4-1、4-2の関連で申し上げます。

供給力確保・管理についてはさまざまな留意点、それから、村松委員からはジャストアイデアということではありますけれども、ご提案もいただきまして、ありがとうございました。大橋委員、松村委員、そして大石委員、秋元委員からご指摘いただいている点、供給力確保をどのような仕組みでしていくのか。その際に、それぞれの仕組みの在り方、目的や特にコストの面ですね。こういった点につきましては、まさに本日頂いた点も踏まえて、次回以降、具体的なご議論をいただくための準備をしていきたいと考えております。

それから、送電のところにつきましては、発電側課金についてのご指摘、ご意見も今し方頂いております。また、関係の所と連携して検討を深めていければと考えております。

私のほうからは以上です。

○吉瀬室長

私からは分散型リソースの活用の検討について、皆さまからご意見いただきまして、ありがとうございました。一つ一つにはご回答申し上げませんが、頂いたコメントを踏まえて、今後の検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございましたでしょうか。

資料の4-1から4-3まで、あれですね。今日は議論の方向性ということで、頭出しというか、それよりもちょっと進んだ段階ですけれども、ご説明いただいたわけですが、これも委員の皆さまの大体のところはこういう内容についてご支持いただいたのではないかなと思っております、さっきの議論と同じように、幾つか留意点とか、あるいは新しいアイデアも頂いたということだと思いますので、早急に事務局のほうで整理していただいて、次の段階で具体的な議論をお願いしたいと思います。ありがとうございました。それでは、議題の3番目。小売全面自由化の進捗状況。これをお願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、資料5に基づきまして、事務局よりご説明申し上げます。まず、電気からご説明いたします。3ページをご覧ください。

前回、7月にこの自由化の進捗状況についてご報告いたしましたけれども、その時にも見え始めていたといえましょうかもしれませんが、より高圧の新電力のシェアが下がっているということが顕著に見て取れるというのが一つ新たな事象かと思っております。

電力各社さん、この後出てまいりますけれども、旧一般電気事業者と新電力を問わず、経営が厳しい中で撤退、あるいは中途解約というような取扱いが増えていると。その結果、先ほどの資料にも出てきたように、最終保障供給も増えているという中でこの事象と捉えております。

続きまして、3、4、5、6、7といったところは、その細かい地域別、あるいは圧力の分解ですので、後ほどご参照いただくことにいたしまして、8ページをご覧ください。と思いますけれども、小売電気事業者の登録数は9月末時点で732社ということでございまして、グラフを見ていただきますと、一番多かった時期に比べると少し下降気味ということでございますが、これも今申し上げたものと基本的には同じ環境の中での事象と捉えられるかと思っております。

幾つかまたページを進ませさせていただきまして、11ページをご覧ください。スポット市場価格の推移というところでございまして、これも前回7月からの進んでいる、その後の推移を右上に抜き出しておりますけれども、やはり夏場は高く、その後、夏が終わった9月の下旬から少し水準が下がるという傾向は見えるのかなと思っております、ここは必ずしも国際的な燃料価格とのみ連動しているわけではなくて、やはり国内の需給にも大きく

影響を受けるということであろうと考えておるところであります。

続きまして、13 ページ、14 ページを前後しながらでございますけれども、一言で申し上げれば、新電力あるいは大手電力を問わず、逆ざやという状況が多く発生しているというのがこの足元の状況ではあると思います。新電力さんは2021年度決算までを見ておりますので、20年度に比べれば改善ということでございますけれども、これは22年度を想像しますと、必ずしもこれとはまた違う絵姿ということかなと思っておりますし、14 ページの大手電力の第1四半期の決算までを見ますと、実に10社中7社が経常利益が赤字ということでございますし、まだ通期の業績予想を出されていない会社も半数あると。既に出されている会社も全て経常利益が赤字という見通しでございますので、大変厳しい状況だと認識をしております。

15 ページをご覧ください。特定需要部門とか一般需要部門の部門別収支でございます。これが平常時であれば、この自由化部門と規制部門の赤黒の状況というものがまたちょっと意味合いが変わってくると思っておりますけれども、この21年度はこの後やってくる22年度、先ほど申し上げた話を含めても、かなりまたこの特殊な状況下で少し見え方が変わってくるかなと思っておりますけれども、いずれにしても電力・ガス取引監視等委員会における事後評価に委ねたいと考えておるところでございます。

電気については以上でございます。

○野田室長

続きまして、ガスについて説明させていただきます。

18 ページからご覧いただければと思います。家庭の部門への小売事業の参入の状況でございます。今回、仙台市ガス局のエリアについて新たに初めての新規参入があったということをご報告したいと思います。入っていらっしゃったのは、グランデータさんということで、他のエリアにもまた参入予定ということで登録をされているところでございます。そのほかにも、LTEガスの事業者が静岡ガスの区域に入ってきたりというようなこともあるわけでございます。

続きまして、19 ページ以降でございますけれども、新規小売の契約件数の推移というところでございます。特に減っているというようなこともございませんで、トレンドとしては増加の傾向にあるということかと思っております。

飛んでいただきまして、23 ページまで飛んでいただければと思います。ガスの販売量に占める新規小売の動向でございます。4月時点で比較をしております。2022年4月の数字でございます。

皆さまに事前にお配りをしていただけたものとグラフの表記が乱れていたかもしれませんが、数字のほうは今もとの資料でも正しゅうございますし、また、グラフの表記につきましても、今投影させていただいているものが正しいものでございます。トレンドとしては増加の傾向というようところでございます。

続きまして、25 ページをご覧ください。家庭用の販売量に占める新規小売の割合でございます。これは6月までの最新の数字でフォローをさせていただいておりますけれども、全国平均でいうと15.6%というところで、その他についても数字が伸びているというところがございますが、若干、九州沖縄のところについては数字の前後があるということかなと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、自由化の進捗状況、これについてご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょう。いろいろ事情が、取り巻く環境がいろいろ変わっておりますので、数字のほうもそれを反映して若干変わってきているのかなと思っておりますけれども。いかがでしょうか。村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。すみません。細かい話で申し訳ないんですが、2点述べさせていただきます。

新電力と大手電力の決算の数字をお示しいただきまして、ご説明の中では文脈として、大手、新電力にかかわらず非常に業績が厳しい状況にあるというご説明を頂戴いたしました。実感としてそのとおりだと思います。

ただ、お示しいただいた新電力の数字が2020年度と2021年度で改善しているというような見え方になっておるんですけれども、ここは中味を見ても何とも分からないなと思えました。と申しますのは、2020年度はご承知のように、インバランス料金が非常に高騰したものの負担というのが各社発生しまして、特別損失等でこちらの費用負担を1回計上されて、翌年度還元があったところで特別利益または原価のマイナスという形で処理をされていらっしゃると思います。この期ずれによって好転したかのように見えている会社もあるかと思っておりますので、数字だけぱっと見ると、よくなったんだと見えてしまうんですが、ここはご説明でおっしゃっていただいたとおり、業績は厳しい状況にあるというのが正しいかなと理解いたしました。

もう一つは、すみません。質問といいますか、お願いになります。前回の第53回の小委におかれまして、小売事業者へのアンケートを行うという旨を事務局からご説明を頂戴いたしました。毎回、小売事業者へのアンケート内容につきましては、多面的な状況の把握、情報収集、分析というのがご提示されて、実態を把握するのに大変有用な情報と思っております。ぜひ結果のご報告ならびにそこから見て取れる課題の共有というのをお示しいただければと存じます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。その他はいかがでしょう。特によろしいですかね。そうしたら、事務局のほうから何か今のご発言にご回答があれば。

○吉瀬室長

村松委員から頂いた、前回ご紹介したアンケートの結果ですけれども。

○山内委員長

今、あれですね。手を挙げられた方が。

○吉瀬室長

じゃあ、先に。

○山内委員長

ええ、そうですね。ちょっと待ってください。大石委員、ご発言がありますか？

○大石委員

すみません。いつも途中で申し訳ありません。

私も今、村松委員が発言されたところと近い感想なんですけれども、電力自由化で多くの新電力の方々が入ってこられて、700社になっていると。とはいえ、今は大変厳しい状況にあり、退かれる方もある中で、また新しく入ってらっしゃる事業者の方もいらっしゃるということで、今の状況の中でさらに参加される方というのはかなりきちんと自信を持ってというか、入ってこられるのだと思うんですけれども、そもそも新電力として入ってくる事業者に対するいろいろな事前の審査ですとか、そういうものというのは自由化後、何か変化があるのかどうか。今後何か課題としてそういうことも進めていかなきゃいけないのではないかなという、少し問題意識があるんですけれども、その辺りが何かお話を進んでいけばぜひお聞かせいただきたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にご発言のご希望はいらっしゃいますか？ いいですか。それじゃ、すみません。事務局のほうから。

○吉瀬室長

ありがとうございます。

村松委員からご指摘がございました、アンケートの結果につきましては、次回お示しを

させていただきたいと思っております。本日発電とネットワークの議論がございましたけれども、次回は小売事業についてしっかり議論させていただきたいと思っております、その中でご紹介をさせていただきたいと思っております。

大石委員からご指摘いただいた、ご質問いただいた点ですけれども、すみません。今は私がつぶさにその変化をご説明できなくて申し訳ないんですけれども、少なくとも私の理解は、全面自由化当初に比べて少しずつ精緻化はしてきているということではあると思っております、例えば供給力の確保の見通しでありますとか、今後の、要は経営上の収支の見通しといったところも含めて、少し前広にヒアリングを事業者さんにさせていただきながら、今審査をしているというところがございますが、やはり現在生じている事象は必ずしも、要は当初、参入時に見通せなかった事象ということが起きているということだろうと思っております、そんな中でも引き続き事業を継続されていく意思がある新電力さんと、必ずしもそうではない新電力さんが今は混在しているという状況だと思っております。

この点も電力・ガス取引監視等委員会のほうでも、この小売電気事業者の経営のモニタリングの在り方という点も議論されておりますので、そういった議論もご紹介させていただきながら、次回議論させていただければと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。新川オブザーバーから、恐らく関連してのご発言と思っております。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。

今の吉瀬室長の回答でほぼほぼ尽きているように思いますが、電力自由化開始当初の小売事業者の登録から見ますと、順次しっかりと確認をしていくとしてきておりますけれども、最近の撤退が増えているという状況の中でいかにあるべきかということ電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合のほうでご議論いただいているところがございます。

リスクの管理をいかにそれぞれの事業者がしっかりとやっていただけなのかということ、登録の段階、運用の段階でしっかり見ていくという方向に今議論を進めさせていただいているところがございます。

それから、この状況でも入ってこられる方というのは、基本的には自分の関係事業者に電気の供給を行うというタイプの方が多くと認識をしておりますが、そういった方々についてもしっかりとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。その他にご発言はありますか。あるいは、全体を通じて言い残したこと等があれば、ご発言いただいて結構だと思いますが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。それでは、最後の議題については定点観測になっておりますので、今後今のご指摘を受けながら続けていただくと。

それから、アンケートについては次回ということをお願いしたいと思います。

それでは、以上となりますが、よろしゅうございますか。よろしければ、議事は以上で終了ということになります。

○山内委員長

本日も長時間にわたりまして、活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第54回電力・ガス基本政策小委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。